

香川県フェリー一定期航路新規利用促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高松港と神戸港を結ぶフェリー一定期航路(以下「フェリー航路」という。)を新たに利用して阪神港から輸出又は輸入を行う荷主に対し、県が、予算の範囲内で、その経費の一部を補助することにより、フェリー航路を利用する新たな荷主の発掘を図り、もって本県と本州を結ぶ基幹航路であるフェリー航路の維持・発展に寄与することを目的とする。

(補助対象期間)

第2条 補助対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、補助対象期間内においてフェリー航路を利用している荷主のうち、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助対象期間内において、フェリー航路を利用したコンテナ貨物(小口混載貨物及び空コンテナを除く。以下同じ。)の輸出又は輸入を阪神港で行ったこと。
- (2) 前年度において、フェリー航路を利用したコンテナ貨物の輸出又は輸入をしていないこと。
- (3) 国内に事業所を有する事業者(個人を含む。)であること。

2 前項の荷主は、船荷証券(B/L)に記載された荷主とする。ただし、第三者との契約などにより荷主として船荷証券に記載されていない場合でも、当該第三者が発行する書面により、実質上の荷主であることが客観的に証明されていると知事が認めるときは、補助対象とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、初回利用(1本目)は1TEUにつき2万円とし、2本目以降は1TEUにつき1万円とする。なお、40フィートコンテナ1本は、2TEUとして取り扱うものとする。

- 2 補助金の額は、補助対象期間内で、1荷主の1申請につき、11万円を上限とする。
- 3 補助金は、県の予算の範囲内で交付するものとし、予算に達した場合は、次条による申請があった場合であっても、交付しないものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする荷主(以下「申請者」という。)は、香川県フ

フェリ一定期航路新規利用促進補助金交付申請書（様式第1号）及び誓約書（添付様式1）に必要書類を添付して、補助対象期間の最終日までに、知事に提出するものとする。ただし、既に上限額に達する補助金の交付を受けている荷主は、申請できない。

- 2 申請者からフェリー航路の証明依頼を受けた知事は、フェリ一定期航路事業者（以下「フェリー事業者」という。）を対象のコンテナのフェリー航路利用について照会を行い、利用証明を得ることとする。照会を受けたフェリー事業者は、速やかに輸送記録等を確認し、添付様式2にて知事に回答することとする。

（交付決定）

第6条 知事は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、要件を満たしている場合は、申請受理日から1月以内に、香川県フェリ一定期航路新規利用促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、審査の結果、補助金を交付しない場合は、申請受理日から1月以内に香川県フェリ一定期航路新規利用促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 3 審査にあたっては、必要に応じ、申請者又は証明を行ったフェリー事業者に対して、確認を行う。

（補助金の返還）

第7条 虚偽又は不正の手段により補助金を受領した者は、補助金を返還しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に係る必要事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和4年9月5日から施行する。